

交通局職員の懲戒処分について

本日付けで、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 傷害及び公務執行妨害（公務外）

| 所 属 | 職 名 | 年 齢 | 処分内容 | 事案の概要 |
|-------------------------|--------|-----|-----------|--|
| 自動車本部 港北営業所 バス整備員 | 運輸技術職員 | 30代 | 停職 2箇月 | 令和8年2月28日、公休日であった当該職員は飲酒により酩酊状態となり、翌3月1日未明、当該職員を搬送しようとした救急隊員の左頬をひっかけ、怪我を負わせ、その場で傷害および公務執行妨害の容疑で緊急逮捕された。 その後、同容疑で送致されたが、不起訴処分となった。なお、被害者とは示談が成立した。 |

お問合せ先

人事課 Tel 045-671-3164